

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

稚内市の人口は、令和2年で33,563人（第21回国勢調査）と昭和50年の55,464人（第12回国勢調査）と比較し、人数で21,901人、率にして39.5%が減少しており、昭和52年の200海里漁業水域設定以降の人口減少が続いている。

産業構造にあつては、1次産業1.8%、2次産業19.4%、3次産業が78.8%（RESAS地域経済分析システム 2016年企業数（企業単位））で、そのほとんどが中小企業者となっており、豊かな海や大地の恵みを活かした1次産業を基幹産業として、食料品を中心とした製造業をはじめ重要港湾や広大な地域の交通網を整備するための建設業、それらを活かした観光関連業が本市経済の要となっている。

しかし、製造業における産業構造比率は全道の5.4%より高く、6.8%を占めているものの、労働生産額は、2,861千円と全国平均（7,378千円）、全道平均（5,115千円）と比較しても低位にあり、道内179市町村中122番目と低い結果になっている。

また、建設業においても産業構造比率は12.3%と全道の11.8%よりも高いものの、労働生産額は、4,170千円と全国平均（5,877千円）、全道平均（4,722千円）と比較しても低位にあり、道内179市町村中78番目と低い結果となっている。（RESAS地域経済分析システム 2016年労働生産性（企業単位））

近年は、新型コロナウイルス感染症の影響や、原材料高騰に加え、人口減少による顧客の減少や人手不足による従業員の確保等の課題に直面するなど、本市の中小企業者の経営環境は依然として厳しい状況にある。

(2) 目標

上記の実態等を踏まえ、市内中小企業の先端設備等の導入を促進し、労働生産性の向上を図ることにより、中小企業者の収益向上とそれに伴う従業員の給料水準の向上や確保を目指すとともに、商品・サービスの付加価値向上による域外からの資金流入と域内における経済の好循環を促進させる必要がある。このため、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済のさらなる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に15件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画については、その計画期間内につき年平均3%以上の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）を向上させることを目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、本計画は地域雇用の創出や地域経済の発展を図る目的であることから、太陽光発電設備等に関しては、市内に労働者が常駐する事業所又は工場を有し、自らが電力を消費する目的に設置するもののみ対象とし、全量売電するための設備は対象としない。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本計画において対象となる地域は、本市行政区域内の全てとする。

(2) 対象業種・事業

本計画において対象となる業種は、本市行政区域に所在する中小企業者が行う全業種とする。

本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

配慮すべき事項は、次のとおりとする。

- ①地域の雇用の安定に配慮し、人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ②先端設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならないよう配慮する。
- ③健全な地域経済の発展に配慮し、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。